

図書館の資料提供 - 法と実践 -

山家篤夫（東京都立日比谷図書館）

図書館の資料提供に関わる状況

- 図書館の資料提供（制限）が、マスコミ，行政，議会，法曹界の関心になる．
- メディアの人権侵害，行き過ぎた商業主義，体制内化が，表現の自由への信頼・自信を弱めている．
- プライバシー保護，人権擁護，青少年健全育成などを掲げた報道・出版への規制強化の進行．
- 教育の行政化の進行．
- マスコミ，行政，議会，法曹界にわかる言葉で図書館の資料提供の社会的意義と，提供制限の社会的不利益を提示する必要性が強まっている．

[ 図書館（国家）の実践と市民の実践 ]

1. 「図書館の自由」の成立 - 知的自由 (Intellectual Freedom) 主義と教育主義 -

(1) アメリカにおける知的自由主義の確立

- 1) A・ポストウィック（NY P.L.貸出部長 1908年ALA会長）の就任演説「検閲官としての図書館員」：明らかな誤りを推奨し、犯罪の方法を教え、罪の楽しみを教え、時には不作法を盛った本は益々広まっている。...図書館の教育的機能が拡大し、図書館利用者が多くなるにつれて、図書館資料を選別することは一層重要になる。
- 2) 1939 ALA年次大会評議会「図書館の権利宣言」(Library's Bill of Rights)採択  
教育主義にかわって知的自由主義が図書館の運営原則になる。  
その後、宣言は選書方針から図書館運営全般を対象とする（1948年）。

3) 知的自由主義確立の要因

図書館の全域サービスの展開 1897年 971館 1923年 3,873館  
第1次大戦期（1914-18）をピークとするアメリカ主義の高揚，無政府主義運動，労働運動への規制からの転換．ニューディール政策(1932-38)．  
1917 ロシア革命．防諜法成立 1919 懲役拒否パンフ防諜法違反判決  
1931 ストロムバーグ事件：赤旗禁止法違憲判決，ニアー事件：スキャンダル禁止法（定期刊行物の永久差止め）違憲判決  
ファシズムへの危機感． 1937 蘆溝橋事件，1938 独 オーストリア併合

(2) 日本における知的自由主義の発見

1882 文部省示諭事項「善良の書籍は善良の思想を伝播し不良の書籍は不良の思想を伝播すれば則ち其の不良なるものを廃棄し其の善良なるものを採用するを要する」  
1943 日図協会会長・高柳賢三ほか図書館長39名『図書館事業の体制確立に関する請願』  
「図書館は皇国民の強化練成の機関」「図書は思想戦の武器」「其の活用の大道は図書館施設を利用し読書指導を為すことを措きて他に是あるを知らず」「図書の出版刊

行に国家意志を加うることを知って、その国民各層への浸透機関たる図書館を顧みざるは、一を知って他を知らざるものと謂うべし」 - 出版統制に便乗して政府に図書館への処遇を求める。

1954.5 全国図書館大会、JLA総会「図書館の自由に関する宣言」採択

1952.4 講和条約発効、7 破壊活動防止法成立、12 埼玉県公共図書館協議会「日本図書館憲章制定促進について」JLA 事務局長に申し入れ。ALA1948版宣言添付。

\* 治安維持法体制への逆行に図書館職能集団として不同意の意思表示。

#### 1) 知的自由主義とそれに基づくサービスの発見

前川： 私はこれ（PTA 母親文庫）を言ったんです。…館長は「イギリスで、そういうことをやったら、市民はその本を窓から放るだろう」こう言った。日本の公共図書館も戦後はサービス、サービスと言葉では言っているんですが、上から何か教えることをやっていた。何かを指導しようとした。人から頼まれもしない本を配ったわけです。読みたいとっていない母親に本を子供に持たせてやる。PTA という組織にのせて。ここに日本の図書館の典型があるのです。

（前川恒雄著作集 1 p.165-167）

前川は翌1964年『図書館雑誌』にイギリス公共図書館のサービス紹介を連載。帰国後、日野市で実践 - 全域サービス、貸出、児童、レファレンス。

1963.3 『中小都市における公共図書館の運営』 1970.5 『市民の図書館』

#### 2) 「宣言」再評価と改訂

1973 山口県立図書館図書抜き取り放置 - 図書館職員の自己規制

社会主義、教科書問題、在日朝鮮人問題等、54冊を箱詰めし書庫入れ。

### 2. 蔵書への非難への対応の蓄積と「宣言」改訂

(1) 部落解放運動の差別表現糾弾闘争とマスコミ、行政の自己規制 1973 - 1986年

『目黒区史』回収問題 1973.10 1980

目黒区が、「読む側の差別意識を助長しかねない」と回収依頼。23区教育長会は回収協力申合せ。63%が応じる 原状回復。区長「当時、回収そのものが先行し…」

『新修足立区史』削除、『江戸切絵図』提供制限、映画『橋のない川』上映中止 etc.

「特定個人、特定地域の住民に直接不利益を及ぼすおそれ」（具体的危険）以外は提供するという原則の明文化 - 都教委と都職労教育庁支部 1974.10

(2) 『ピノキオ』問題 1976.11 1979.10

#### 1) いろいろなことが議論された

児童文学作品としての『ピノキオ』の評価 / 作品の思想と時代背景 / 因果応報が刑罰観か / 差別用語問題 - 1975.9解放同盟の差別語問題への見解 / 子どもへの本の与え方 - 子どもの権利（条約）の立場か「教育的配慮」か / 図書館員の社会的責任論

#### 2) 原状回復の理由

資料提供という図書館の基本的役割を実行する。

回収・閲覧禁止要求を、検閲とせず、障害者へのサービス要求と読みかえる。

#### 3) 取り組みから確認されたこと

特定個人の人権・プライバシー侵害なければ、資料提供を継続して検討する。

「検討の3原則」 検討は、職員参加により、当事者の意見と市民の意見

を聞いて行なう。

(3)「宣言」改訂 1979. JLA定期総会採択

提供制限の限定例示. 提供制限資料の保存と再評価の強調がもりこまれる.

但し, 「人権, プライバシー」は部落差別についてのもの

「差別語」を含む差別的表現については, 揺れ

提供制限の拡張解釈の一因

### 3.市民が「図書館の自由」を語る - 『タイ買春読本 増補改訂版』をめぐる論争

[ 法・裁判 ]

#### 問題の所在

わが国で初めて蔵書の提供制限措置の違法性を争う裁判が行われ, 続いて蔵書の思想性を理由とする廃棄の権利侵害が著者らから申立てられた裁判が進行している. 前者の一審, 控訴審とも判決は公立図書館を地方自治法 244 条 1 項のいう「公の施設」とするのみで, 設置者の広範な裁量権を認めるものだった. 後者の一審判決は, 公立図書館の機能を「国民の知る権利の実効性を確保するための有力な施設の 1 つ」とした.

「図書館の自由に関する宣言」は前文で, 「図書館は, 国民の基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に, 資料と施設を提供することを, もっとも重要な任務とする」と述べ, 図書館の自由の根拠を日本国憲法が保障する基本的人権の規定に置いている.

表現の自由をはじめとする憲法の人権保障の枠組みに公立図書館を位置づける論理を提起していくことが求められている.

\* 問題事例の内容 - 東大和市立図書館の『新潮 45』1998年3月号閲覧禁止措置に対する損害賠償請求裁判 -

#### (1) 訴訟までの経緯

1998年2月, 東大和市図書館は, 堺市・幼稚園児殺害事件の被疑者少年の顔写真入りで実名を記載する『新潮 45』1998年3月号の記事が少年法61条に違反するおそれがあると判断し, 同号の閲覧を禁止した. 東大和市に住む原告は, 少年容疑者が当該記事によりプライバシー権を侵害されたとして新潮社に損害賠償を求めた裁判の控訴審判決が大きく報道されて, 当該記事を読みたくなくなり, 2000年4月, 東大和市立図書館で本件図書の見学を求めたが, 職員から閲覧を禁止されていると聞かされた. その後, 図書館長に閲覧禁止解除を求めたが拒まれたため, 閲覧禁止解除(閲覧禁止解除後は損害賠償に変更)を求めて提訴した.

#### (2) 原告の主張と裁判所の判断

原告は, 閲覧禁止は行政による事前抑制に当たり, 憲法21条2項の検閲禁止に違反する, [ 図書館長の裁量の範囲 ] 図書館運営規則は, 憲法21条の趣旨をふまえれば, 館長に全くの自由裁量を認めたものではない, と主張した.

1 審, 2 審とも判決の論旨は, 本件閲覧禁止は, 憲法21条2項が禁止する検閲つまり事前抑制ではなく, 憲法21条は行政への情報請求権を一般に保障するものではなく, 図書館の管理運営に関しては地方自治法244条1項に基づく図書館運営規則によるのが相当であり,

当該記事の不法性を争う民事訴訟が係争中であり, 同条2項にいう「正当な理由」があった, というものである.

1. 「知る自由」は「表現の自由」の「派生原理」として認知されている

「よど号ハイジャック記事抹消事件」最高裁大法廷判決1983.6.22

新聞紙、図書等の閲読の自由は、「憲法19条（思想・良心の自由の不可侵）や21条の趣旨，目的から派生原理として当然に導かれ，13条（幸福追求権尊重）の趣旨に沿う。」

日本国憲法21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 検閲はこれをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」

2. 「表現の自由」が果たす機能は何か

全ての個人の自己実現（幸福追求権）と，民主的社会（国民主権ほかの基本的人権の保障）形成の基礎。

個人の自己実現

真理への到達：「真理と虚偽を公開の場で組み打ちさせよ」

政策決定への参加：政治的民主主義の保障

安定ある変化：論争の抑圧は、変化を妨げ頹廢や破局的行動を促進する。

(T. I. マーソン『表現の自由』1972東大出版会2p-)

3. 「表現の自由」が経済的自由権に優越する法原理の確認：「二重の基準」

財産権を規制する立法と法執行には合憲性推定。

精神的自由権を規制する立法と法執行には違憲性推定。

米国「カロリン製造会社」事件最高裁判決(1938年)。日本には伊藤正己が1970年に紹介。

4. 「知る自由」が権利として法的に熟してこなかった理由

\* 表現の自由は，国家から規制されない自由権（～からの自由）から出発した。

\* 表現の自由は，プレス・出版報道の自由として出発した。

例：米合衆国憲法修正1条 「連邦議会は、…言論又は出版の自由、平和的に集会し、苦情の救済を求めて政府に請願する人民の権利を縮減する法律を制定してはならない。」

・情報の受け手の自由は、送り手の自由を吟味・保障すればよい。

・公権力が、出版することを制限せず、読むことを制限することは稀。

受け手の側は、公権力規制が自分に対する権利・利益の侵害だと認識・主張する機会が生じにくい。

・訴訟当事者の適格性（訴えの利益）の審査が厳格。

公権力規制に対し当事者（送り手）が争わないからといって、受け手は知る権利の名において争えない。(奥平康弘『表現の自由とはなにか』1970中公新書 112-3p)

\* 知る自由：スキャンダラスな情報でも，娯楽的情報でも，どんな情報でも，正当な理由なくして知ることを干渉されない自由権

知る権利：相手が拒否しても情報を入手する積極的権利

(清水英夫『言論法研究2』99p)

## 5.知る自由が請求する権利とされていく条件の成熟

- ・報道の取材の自由は、受けとる無数の市民の知る権利を前提とするという主張の一般化（博多駅TVフィルム事件1968年、外務省秘密電文漏洩事件1972年・情報源の開示証言や押収の拒否） コミュニケーションの自由（思想の自由なひろば）
- ・市民一人ひとりが、参政権をもつ自明性に加え、情報発信者であるという自明性が情報社会の進行で形成される。

## 6.図書館の蔵書の提供について、市民は請求権をもつか

- 1) 富山県立美術館の天皇肖像コラージュ事件一審判決1998.12.16 「知る権利は、法令による開示基準の設定と具体的開示請求権の根拠付けがあって初めて、裁判規範性を有する」。県美術館条例上の特別観覧制度は「県立美術館に収蔵されている作品についての知る権利を具体化する趣旨のもので...正当な理由（地方自治法 244条）なく不許可とするときは、憲法の保障する知る権利を不当に制限することになる」。 「較量をするに当たっては...経済的自由に対する制限における以上に厳格な基準の下でなされねばならない。」「生命、身体、又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されたといえない」。コラージュの特別観覧拒否、図録の閲覧拒否を違法とし、損害賠償請求を認めた。同 控訴審判決 2000.2.17 県美術館条例上の特別観覧制度は、表現の自由、知る権利を具体化する規定とみなすのは困難。管理運営上の障害があり、観覧拒否には正当な理由があった。（奥平「自由」と不連続関係の文化と「自由」と折り合いをつけることが求められる文化ー最近の美術館運営問題を素材にして 上・中・下「法学セミナー」2000年7～9月号）

\* この控訴審判決が、東大和市図書館事件判決に踏襲された。

### 2) クライマー事件 アメリカ第3巡回区連邦控訴審裁判所判決 1992.3.23

クライマー（41歳・ホームレス）が、「騒々しい行動や乱暴な行動、不必要な凝視...ほか他者の妨害になる行動」をする利用者を退館させることができるとする館則とその適用は連邦憲法修正1条違反で無効とモリスタウン公立図書館を提訴。

〔判決要旨〕

情報を受け取る権利は修正1条に基づいて成立する。  
公立図書館を利用する権利は、情報を受け取る権利の中心的位置をしめる。  
公立図書館の基本的性格は、集会や演説など表現の自由が最大限に保障される「伝統的パブリック・フォーラム」でなく、図書館資料の利用という文字コミュニケーションを目的とする意味の「制限的パブリック・フォーラム」である。  
モリスタウンは館則で、そのような図書館を選択・設置・運営していることを表明している。

他の人の目的達成を妨げることを規制する規則に違憲性はない。

\* ALA「図書館の権利宣言」の理念と実践を法的に認知し、公立図書館の存在意義を憲法の権利保障の枠組みに位置づけた画期的な判決とされている。

（川崎良孝『図書館の自由とは何か』1996.84-101p）

## 7. 憲法の権利保障の枠組みに位置づけるには

- 1) 公立図書館に関する法制は、地方行政に関する法制（組織法）と、社会教育に関する法制（作用法）の二つの系列によって支えられている。

前者・地方自治法の特別法としての図書館法 - 社会教育法 - （地方教育法） - 教育基本法 - 憲法（21条、26条）を、知る自由を保障する機関としての図書館の実践活動とともに押し出すことが重要ではないか。（参考：森耕一『図書館報を読む』1990.36-51p）

- 2) わが国では、パブリック・フォーラムの概念はむしろ国家による規制のために用いられる傾向がある。（松井茂記）

\* 図書館の目的（作用）について - 船橋西図書館蔵書廃棄問題裁判一審判決(03.9.9)より -

図書館法によれば、図書館は、図書等の資料を収集、整理、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設（同法2条1項）であるが、現代社会における図書館は、いわゆる国民の知る権利の実効性を確保するための有力な施設の1つであると考えられるに至っている。すなわち、印刷技術の飛躍的進歩により大量の書籍等が発行される現代の出版事情の下では、個々の国民は、その個人の力のみで書籍等を収集して閲読することは事実上不可能となっているのが実情であって、様々な図書館に所蔵されているものを利用して初めて幅広い種類の書籍等を閲読することが可能となっている。そして、これを著者の側からみると、その著作が様々な図書館に所蔵され、一般読者等の閲覧に供されることは、その思想や信条などの表現行為が広く社会の構成員である市民に知られ理解される機会を得ることであり、貴重な表現伝達の手段であるということができる。

### 付．提供制限が憲法に違反しないための判断基準を考える

- 1 表現の自由（送り手）に対する規制が合憲とされるには、「優越性」故に次のような厳格な要件がある。

- 1) 明確性の原則：法は、どういう表現を規制するかを明確に定めねば無効である。
- 2) 明白かつ現在の危険の原則：規制は、不明確又は可能性の危険を理由にできない。
- 3) 比較（利益）衡量（考量）の基準：例えば、わいせつ規制緩和に使われた。
- 4) L R A（Less Restrictive Alternative）の基準：規制は、目的達成のために、より制限的でない選びうる手段を。

- 2 提供すること＝知ること（内心の自由）への規制は、表現することへの規制より抑制的であるべきではないか。

表現の送り手への法的制裁は、受け手とは無縁である。では、流通者（図書館や書店）はどうか。

（参考：奥平「図書館を利用する権利の法的位置づけ」『現代の図書館』Vol.41No2.109-110p）

- 3 公共情報（政治過程や犯罪情報等）は宣言第1-2-1「多様な、対立する意見…」で対応する。

- 4 提供することが名誉・プライバシー侵害で法的責任を問われる場合の対応：提供制限の「3要件」+ L R Aの基準の提案。